

## 平成 29 年度 実施方針の策定の見通しの公表について

滋賀県  
平成 29 年 5 月

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号）第 15 条、および民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成 23 年内閣府令第 65 号）第 2 条による公表は下表のとおりです。

なお、実際に策定する実施方針が下表の内容と異なる場合や、下表に掲載されていない事業について実施方針を策定する場合があります。

事業の名称	事業期間（予定）	事業概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	所管部局
新県立体育館整備事業	事業契約日から平成 49 年 9 月まで	新たに設置する新県立体育館について、設計・建設・運営・維持管理を行う。	滋賀県大津市上田上中野町地先（びわこ文化公園都市内）	平成 30 年 1 月（予定）	県民生活部 スポーツ局